

今後の検討の進め方 (案)

【検討事項】

- (1) 対象とする構想段階の設定
- (2) 計画策定の手続きのあり方
- (3) 計画策定プロセスにおける公衆関与、地方公共団体等の関与のあり方
- (4) 社会面、経済面、環境面等総合的な観点からの評価のあり方
- (5) 上記(1) ~ (4) を踏まえたガイドラインの策定

社会面、経済面、環境面等総合的な観点からの評価のあり方について

計画案の評価については、事業の及ぼす社会面、経済面、環境面等の影響・効果を総合的かつ適切に判断できるように実施する必要がある。

以下の項目について検討を行うこととするが、その際の論点を示す。

(1) 複数案の設定のあり方

それぞれの面から事業の影響・効果を有意に比較できる複数案の設定が望ましいが、事業特性や社会的要請などにより、複数案の設定が困難な場合もあることも踏まえて、複数案の設定のあり方を検討する必要がある。

(2) 評価のあり方（評価項目、評価方法等）

事業の影響・効果を適切に判断できる評価項目、評価方法が望まれるが、構想段階は、施設の概ねの位置、配置及び規模等を検討する段階であるため、計画諸元等について不確定なものもあり、そのような段階でどの程度までの評価の実施が必要であるかを考慮する必要がある。

- ・ 必要な資料・情報の入手可能性、簡便かつ有効な評価手法の有無等
- ・ 求める評価の精度の水準、労力・コストなど

(3) 計画案の決定のあり方

点数化や重み付け等により決定することは実態上困難な場合が多いと思われるが、関係者の理解を得られるような決定のあり方を検討する必要がある。

計画策定プロセスのガイドラインの策定スケジュール (予定)

第1回研究会 (H19.3)

- ・各事業の構想段階における計画策定の現状について
- ・SEAとの関係について

第2回研究会 (H19.5)

- ・第1回研究会を踏まえた計画策定プロセスのあり方について(骨子案)

第3回研究会 (H19.7)

(仮称) 計画プロセスガイドラインの原案策定

ガイドラインについてパブリックコメントを実施

第4回研究会 (H19.10)

(仮称) 計画プロセスガイドラインの策定